

## 2016年版 ユーキャンの行政書士 これだけ！一問一答集 訂正のお知らせとお詫び

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容に以下のような訂正事項がございました。お詫びして訂正申し上げます。

なお、発行年月日により対象となる訂正箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、訂正していただきますようお願いいたします。

### ■「第7版 第1刷（2016年1月13日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日
P.129	A270	情報公開・個人情報保護審査会は、 <u>総務省</u> ではなく、 <u>内閣府</u> に置かれる。	情報公開・個人情報保護審査会は、 <u>総務省</u> に置かれる。	2016.3.4
	A270／解答	×	○	2016.3.4
P.131	A271	～行政機関の長（諮問庁）が、 <u>不服申立て</u> に対する決定を行う。	～行政機関の長（諮問庁）が、 <u>審査請求</u> に対する決定を行う。	2016.3.4
	A273	情報公開・個人情報保護審査会は、 <u>内閣府</u> に一つ置かれているにすぎない。	情報公開・個人情報保護審査会は、 <u>総務省</u> に一つ置かれているにすぎない。	2016.3.4
P.421	A943	現在、所得税・酒税の <u>32%</u> 、法人税の <u>34%</u> 、消費税の <u>29.5%</u> 、たばこ税の <u>25%</u> が地方交付税の総額とされている（地方交付税法6条1項）。	現在、所得税・法人税の <u>33.1%</u> 、酒税の <u>50%</u> 、消費税の <u>22.3%</u> 、 <u>地方法人税の全額</u> が地方交付税の総額とされている（地方交付税法6条1項）。	2016.3.4
	A943／解答	○	×	2016.3.4
P.442	Q1000	～開示決定等に関する <u>不服申立て</u> を調査審議する機関として、…	～開示決定等に関する <u>審査請求</u> を調査審議する機関として、…	2016.3.4
P.443	A1000	情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開法や行政機関個人情報保護法等の規定による諮問に応じ <u>不服申立て</u> について調査審議するため、 <u>内閣府</u> に置かれる…	情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開法や行政機関個人情報保護法等の規定による諮問に応じ <u>審査請求</u> について調査審議するため、 <u>総務省</u> に置かれる…	2016.3.4